

報告第 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、豊明市税条例の一部を改正する条例を別添のとおり専決したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 7 年 5 月 15 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

専決第 1 号

豊明市税条例の一部を改正する条例の専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、豊明市税条例の一部を改正する条例を別添のように専決する。

令和 7 年 3 月 31 日専決

豊明市長 小 浮 正 典

豊明市税条例の一部を改正する条例

豊明市税条例（昭和４７年豊明市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

第３５条の２第９項中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改め、「以下」の次に「市民税について」を加える。

第５９条の２第１項第１号中「いう。」を「いい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。」に改め、「以下」の次に「固定資産税について」を、「法人番号」の次に「（同条第１６項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）」を加える。

第７５条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ ２輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０キロワット以下のもの 年額 ２，０００円

第８０条第２項第２号中「個人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）」を、「法人番号」の次に「（同法第２条第１６項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同項第５号中「定格出力」の次に「（第７５条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第８１条第２項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第４項を第５項とし、

第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第125条の3第2項第1号中「法人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加える。

附則第10条の2第16項中「法附則第15条第38項」を「法附則第15条第37項」に改め、同条第17項中「法附則第15条第41項」を「法附則第15条第40項」に改め、同条第18項中「法附則第15条第42項」を「法附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3第15項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の豊明市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第 7 5 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第 2 号

専決処分事項の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例を別添のとおり専決したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 7 年 5 月 15 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

専決第 2 号

豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例を別添のように専決する。

令和 7 年 3 月 31 日専決

豊明市長 小 浮 正 典

豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例

豊明市都市計画税条例（昭和４７年豊明市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

附則第３項の見出し及び同項中「法附則第１５条第３８項」を「法附則第１５条第３７項」に改める。

附則第４項の見出し及び同項中「法附則第１５条第４２項」を「法附則第１５条第４１項」に改める。

附則第５項第１号中「個人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を、「法人番号」の次に「（同条第１６項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）」を加える。

附則第１７項中「第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項」を「第３３項まで、第３６項、第３７項、第４１項若しくは第４４項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

報告第 3 号

専決処分事項の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別添のとおり専決したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 7 年 5 月 15 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

専決第 3 号

豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別添のように専決する。

令和 7 年 3 月 31 日専決

豊明市長 小 浮 正 典

豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊明市国民健康保険税条例（昭和４７年豊明市条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第２３条第１項第２号中「２９万円５千円」を「３０万５千円」に改め、同項第３号中「５４万５千円」を「５６万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条 この条例による改正後の豊明市国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

選任第 1 号

常任委員会の委員の選任について

豊明市議会委員会条例第 7 条第 1 項の規定により選任する。

令和 7 年 5 月 1 5 日

選任第 2 号

議会運営委員会の委員の選任について
豊明市議会委員会条例第 7 条第 1 項の規定により選任する。

令和 7 年 5 月 1 5 日

選挙第 1 号

東部知多衛生組合議会の議員の補欠選挙について
東部知多衛生組合同規約第 7 条の規定により選挙する。

令和 7 年 5 月 1 5 日

選挙第 2 号

愛知中部水道企業団議会の議員の補欠選挙について
愛知中部水道企業団規約第 6 条第 2 項の規定により選挙する。

令和 7 年 5 月 1 5 日

選挙第 3 号

愛知県競馬組合議会の議員の選挙について
愛知県競馬組合同規約第 5 条第 1 項の規定により選挙する。

令和 7 年 5 月 1 5 日

選挙第 4 号

尾三消防組合議会の議員の選挙について
尾三消防組合同約第 5 条第 2 項の規定により選挙する。

令和 7 年 5 月 1 5 日